

◇田布施町提供サービス

令和6年9月1日現在

- ・サービスを利用するには、各サービスの利用条件を満たす必要があります。
詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
1	町営住宅入居申込み	町営住宅への入居申込みが可能	◎		建設課 0820-52-5807	
2	身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免	障害者本人または障害者と生計を一にする者（原則、同居している者）が所有する車両を減免対象としているが、生計を一にする者に当たるかどうかを確認するため、受領証を判断材料とする。	◎		税務課 0820-52-5804	
3	町民税申告	受領証の提示があった場合に同一世帯であれば、同一世帯の親族とみなす。	◎		税務課 0820-52-5804	
4	在宅高齢者等紙おむつ給付事業の申請	パートナーがサービスの利用申請ができる		○	健康保険課 0820-52-5809	
5	高齢者訪問理美容助成事業	パートナーがサービスの利用申請ができる		○	健康保険課 0820-52-5809	
6	緊急通報装置設置の申請	パートナーがサービスの利用申請ができる		○	健康保険課 0820-52-5809	
7	寝具類洗濯乾燥消毒サービス利用申請	パートナーによる代理申請		○	健康保険課 0820-52-5809	
8	生活保護相談	生活保護に関する相談が可能		○	町民福祉課 0820-52-5810	
9	死亡届の届け出	パートナーによる届出が可能		○	町民福祉課 0820-52-5811	
10	火葬・埋葬許可申請	火葬にかかる火葬場の使用許可申請が可能		○	町民福祉課 0820-52-5811	
11	り災証明（火災以外）の届出	自然災害等によって居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理で届出をすることができる		○	総務課 0820-52-5802	
12	り災証明（火災）の届出	火災によってパートナーが居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理でり災証明の届出が可能		○	総務課 0820-52-5802	
13	D V 被害者相談	家庭内暴力（DV）に関する相談・支援ができる		○	総務課 0820-52-5802	